

都市景観条例の規定に基づき、認定要件の該当をチェックし、認定を決定する。

地域景観づくり推進団体の認定要件 （都市景観条例第36条第3項各号）	御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会の取組み	認定要件の 該当のチェック
(1) 当該団体の活動の主たる目的が良好な都市景観の保全及び創出であること	「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区として魅力あるまちなみ創造に資すること」を目的としている。	要件に該当する （参考資料3 P2により確認）
(2) 当該団体の活動の区域が当該区域における良好な都市景観の形成を図るために相当と認められる広さ及び地域的一体性を有していること ※留意事項（地域景観づくり協定制度取扱要綱第4条関係） ✓ 当該請求に係る団体の活動の区域は、まとまりのある景観づくりを進めることができるよう、一定の広がりを持った区域となるよう定めること ✓ 当該請求に係る団体の活動の区域が他の地域景観づくり推進団体の活動の区域と重複する場合は、あらかじめ市長と協議を行うこと	活動区域を本市が定める「御堂筋デザインガイドライン御堂筋本町北地区」とほぼ同区域とし、また他の地域景観づくり推進団体の活動の区域とも重複していない。	要件に該当する （参考資料3 P2・4により確認）
(3) 当該団体の活動の内容にその活動の区域に係る第39条第1項に規定する地域景観づくり協定の案の策定が含まれていること	「地域景観づくり協定の締結に必要な事項」を事業として行うこととしている。	要件に該当する （参考資料3 P2により確認）
(4) 当該団体が特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある活動を行うものでないこと	「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区として魅力あるまちなみ創造に資すること」を目的とし、かつ、御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会の委員構成が活動区域内の土地所有者や建物所有者を対象としており、特定の者に不当に利益を与えるなどの活動を行うものでない。	要件に該当する （参考資料3 P2により確認）
(5) 当該団体が活動する区域内の土地の所有者等に対し、当該団体の活動の内容を周知するとともに、当該土地の所有者等から、当該活動の内容に係る意見を聴き、当該団体が適正かつ効果的に活動を行うために相当と認められる程度以上の賛同を得ていること ※留意事項（地域景観づくり協定制度取扱要綱第4条関係） ✓ 「当該団体が適正かつ効果的に活動を行うために相当と認められる程度以上」は、当該請求に係る団体の活動の区域内に所在する建物の総数の2分の1以上を目安とすること	活動内容について周知するとともに意見を聴き、活動の区域内に所在する建物の総数の2分の1以上となる48名の賛同を得ている。	要件に該当する （参考資料3 P4・6により確認）
(6) 当該団体の代表者及び主たる事務所の所在地並びに団体における合理的な意思決定の方法が定められていること	御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会設置規程において、第3条で主たる事務所を、第8条で決議方法を定めている。	要件に該当する （参考資料3 P2により確認）



認定の決定（案）

都市景観条例第36条第3項の規定により**地域景観づくり推進団体として認定することとする。**